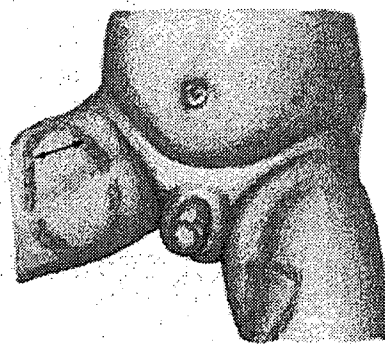
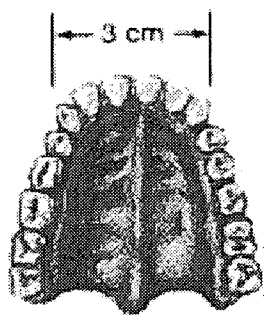


③<咬み跡>

子どもの皮膚に「咬み跡」が見つかった場合には、どんなことが考えられるでしょうか。乳幼児と年長児では「咬み跡」の場所が違います。性器やお尻の周りに見られる虐待による咬み跡は乳幼児に多く見られ、悪いことをした罰として咬まれるのが普通です。もう少し年長児になると、性的虐待や暴行に伴って咬まれることが多くなります。そのような場合の咬み跡は、特定の場所に限られることなくどの場所でも見られ、多発性であるのが通常です。

咬み跡かどうかの判断は、あざの形と大きさから簡単にできます。咬み跡は、卵の形をした歯形からできています。咬み跡を残すのは前歯の歯形で、前歯が並んでいるそのままの弓の形をしています。人の歯には「尖った」歯は一本もありません。犬などに咬まれると、尖った犬歯の跡がはっきりとわかります。前歯(門歯や切歯ともいいます)の咬み跡は、狭い長方形をしています。犬歯の咬み跡は三角形です。奥歯(臼歯)の跡は円形です。子どもと大人の歯形は大きさから区別できます。

咬み跡をぐっと近くでよくよく見ると、咬み跡の他に、「吸った跡」と「押しつけた跡」を発見することもあります。「吸った跡」は、口の中に皮膚を吸い込んだために出来た「挫傷」で、吸い込まれたときに陰圧によってできるものです。「押しつけた跡」は噛みついた歯の後ろにあった皮膚に、舌が強い力で押しつけられてできた「挫傷」です。この二種類の「挫傷」は、歯形の真ん中であって、まるで一つの「挫傷」のように見えるのが特徴です。



咬傷のパターン。犬歯間距離が3c以上であれば、
成人のものである

咬み跡は意図的に外傷を引き起こした証拠であり、虐待があったことを強く指し示しています。

④<脱毛>

脱毛も、また、虐待のサインの一つです。

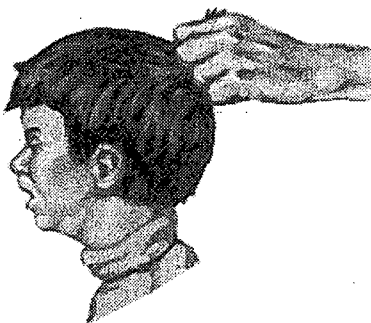
子どもも、遊びながら、自分で自分の髪の毛を抜いてしまうこともあります。親が引っ張って抜くこともあるからです。親は子どもを捕まえるために髪の毛をわしづかみにして、子どもを引っ

張り回すことがあります。髪の毛の下には血管が沢山あるので、強く髪の毛を引っ張ったときに、皮膚には傷ができないのに、皮膚の下に出血する場合があります。

子どもの頭に、髪の毛を引き抜かれた皮膚の下に血腫が見つかったときには、虐待が強く疑われます。この血腫は、髪の毛に隠れて見えにくいことと、頭の皮膚が分厚いために「皮膚の下に出血したときに挫傷としてみえる色の変化が不鮮明」なことがあります。血腫が大きいと、指先で触るとぶよぶよしていたり、皮膚が盛り上がっていることから気がつくことがあります。

極端に髪の毛を手入れしすぎること脱毛につながります。たとえば、きつく三つ編みやポニーテイルにすることなどです。きつくヘアカーラーを巻いたり、髪留めピンやヘアバンドや輪ゴムをきつく巻きすぎても脱毛が起こります。髪の毛をまっすぐにしようとして、髪の毛を引っ張ったり、固いナイロン・ブラシでとかしすぎても髪の毛が抜けることがあります。パーマ液をつけてストレートパーマをかけることも脱毛の原因になります。もう一つよく見られる脱毛の原因は、髪の毛を圧迫することによるものです。仰向けに寝ている赤ちゃんの後頭部に見られる脱毛が代表的なものです。後頭部を枕に打ちつける癖のある赤ちゃんにも後頭部に脱毛を見ることがあります。長い間病気で寝ている子どもや、ベッドに放置されている子どもの後頭部もよく脱毛が見られます。その他には、熱や電気で髪の毛が焼けた場合、頻回に強い力で髪の毛を揉んだ場合、そして、頭部を強烈に殴りつけたときにも脱毛が起こります。

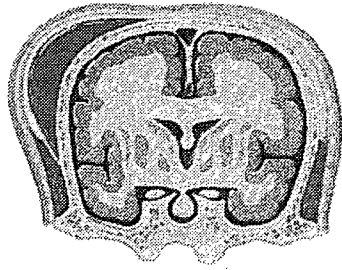
子どもの頭に不自然な脱毛を発見したときには、病気と虐待を区別できるお医者さんに連れて行きましょう。



頭髪の引っ張りはよくあるタイプの虐待である



外傷性脱毛も頭髪の引っ張りによる



頭髪を激しく引っ張ると
腱膜下血腫を生じる

⑤頭部の外傷

頭は子どもが最もケガをしやすい場所のひとつです。虐待を受けた子どもの 50%が頭や顔にケガをしています。子どもが口の中をケガしたという報告は少ないのですが、これは医師が口の中をきちんと診察していないのが原因の一つかもしれません。

事故によるケガは、おでこや鼻、あご、前歯が一番多いことが知られています。しかし、この部分のケガがすべて事故によって起こるわけではないことは注意しておかなければなりません。

子どもが耳、ほっぺた、こめかみにケガをしたり、頭蓋骨が骨折したときは虐待を疑うべきです。この場合、単純な小さな頭蓋骨の骨折は事故の場合もあることには注意すべきでしょう。耳や耳たぶの周りや、耳の中に出血しているのは、虐待の重要なサインです。耳の周りに傷があり、出血しており、赤く腫れあがっている場合は、耳が強い力で叩かれたり、殴られた証拠です。このような場合には、鼓膜が破れて耳が聞こえなくなったり、中耳炎を起こす原因にもなります。

ブリキの耳症候群(ブリキでできたような不格好な耳)は、耳を平手やコブシで殴ることで引き起こされます。耳たぶにあざや出血が見られるのが普通です(図6を見てください)。



図6: 耳のケガ。左は新しい、右は古いもの。両方とも顔の横から殴られて発生した。

このようなケガがきちんと治療されないまま放置されると、右の図のように耳たぶが変形することが多い。このような耳を「カリフラワー状の耳」という。

これは虐待です。

<唇のケガ>

唇の裂傷(皮膚が引き裂かれているケガ)は口を強打することによって発生します。裂傷の端はギザギザの形をして見えます。口を直接強打すると、口の周りに打撲症が発生し、歯が折れ、顔面の骨が骨折することさえあります。同じようなケガは子どもが食事中に起こることもあります。親がスプーンや哺乳瓶を子どもの口の中に押し込んだりしたときに、唇が切れるのです。唇以外の場所で、このような裂傷が発生することはまれなことです。よちよち歩きの子どものが、誤って、低いテーブルの角にぶつかったときに唇や額などに同じような裂傷が起こることは知っておくべきでしょう。それゆえ、まだ歩けない幼い乳児の唇が切れているのを発見したときは、虐待による裂傷が強く疑われます。

唇のケガは、裂傷以外にも、打撲症や切り傷、擦り傷、火傷などがあります。このようなケガは、殴られることではなく、もっと歯などの切れ味悪いものの間に挟まれて起こることが知られています。火傷は、熱湯やタバコ、熱いナベなどを押しつけることによって発生します。

<歯のケガ>

歯も、また、事故でよくケガをする場所です。歯がまだ抜けきらずにグラグラして歯槽の中に残っている場合には、できるだけ早く歯医者さんに連れて行くように親に言いましょう。他の歯に比べて、何本かの歯が歯ぐきの中に埋まってしまっていて、一見歯の長さが短くなっているように見ることがあります。これは、歯の表面が強い力で強打された証拠です。歯が歯ぐきの中に完全に埋まってしまって、全然見えなくなってしまうことさえあります。永久歯によくあることですが、歯が歯ぐきから完全に抜けてしまっている場合は、抜けた歯がどこにあるのか探しましょう。子どもが歯を飲み込んでいることもあれば、気管の中に吸い込んでいる場合もあります。子どもは直ぐに歯医者さんに連れて行きましょう。歯が見つければ、もう一度歯ぐきに埋め込んで歯を生かすことができるからです。

子どもの前歯が折れることは、普段でもよくあることです。そのほとんどは虐待とは関係ない事故で発生します。前歯の骨折は、歯が何か固いもので強打されたときに起こります。普通このような事故は、子どもが転んで固い床や地面に前歯をぶつけて起こります。勿論、コブシで殴られて前歯が折れることもあります。折れた歯が見つからない場合には、気管に吸い込まれた可能性がありますから、歯を見つけるために病院に子どもを連れて行って胸のX線を取る必要があります。

子どもの「あご」がコブシで殴られたときに、舌が歯と歯の間に挟まって、舌もケガをすることがあります。この種のケガは、舌の側面に発生するのが普通です。コブシによる強打で、歯が欠けたり、歯が粉々に粉砕されてしまうことがあります。そのために、舌にギザギザの傷ができたり、歯と歯の間で舌がつぶされることもあります。子どもが舌をケガしたと訴えたときには、必ず調べてみましょう。舌を見る一番いい方法は、子どもに「口を開けて、できるだけ舌を出すようにしてごらん」と言うことです。子どもが舌を出したら、ハンカチやガーゼで舌をつかみ、舌が全部見えるまで引き出すようにしましょう。

<目の周りのあざ>

転んだり、殴られたりすると「目の回りに黒いあざ」ができます。転んで目の回りにあざを作ったときには、必ず鼻にもケガをします。鼻には全然ケガをしないで、目のまわりだけが黒くあざができるのは、「こぶし」のようなもので殴られたときに限られます。転んで両目のまわりにあざを作ったときには、必ず、鼻もひどいケガをしているはずです。転んで顔の正面をぶつけたときには、鼻に大ケガをしますが、一方の目のまわりにケガをするか、あるいは、両方の目のまわりはケガをしないで済むのが普通です(図7を参照して下さい)。



図7:両目の周りのアザ。このように鼻がケガをしていない場合には、子どもは少なくとも2回は顔を殴られていることが考えられ、1回の事故で説明することはできなくなる。

額にケガをしたときに、上瞼(うわまぶた)に中にまで出血が及ぶことがあります。額の皮膚の下で出血した血液が深い組織に浸透して行って、上瞼の下に達するのです。

従って、額をケガしたと親が訴えているのに、目の回り全体に出血が広がっている場合は、親の話は極めて疑わしいと言わざるをえません。そのような出血は、虐待でおこるのが普通だからです。

6. 熱傷(やけど)

子どもがやけどをするにはどの位の時間がかかるとおもいますか？

大人を実験台(!)にした数値を、まず、見てください。

- 49°Cのお湯では、大人の皮膚の全層をやけどさせるには5分から10分かかります。普通のお風呂のちょうどよいとされる高めの温度は 35°Cから 40°Cくらいです。
- 51°Cでは、4分かかります。
- 52°Cでは、2分かかります。
- 54°Cでは、30 秒分かかります。
- 60°Cでは、5秒で十分です。60°Cというのは、ほとんどの自動食器洗い機が推奨している設定温度です。
- 70°Cでは、1秒以下でやけどが発生します。

上に掲げた数値は、大人の皮膚についてのものであることに注意して下さい。子どもたちの皮膚は大人よりもずっと薄く、ずっと傷つきやすいのですから、大人よりも低い温度のお湯で、もっと短い時間でひどいやけどを負うこととなります。また、低い温度のお湯に短時間さらされることが、短期間に繰り返されるときの、子どもは重度なやけどを負うことも知られています。49°Cのお湯にさらされた子どもの皮膚は、3分間は何とか持ちこたえることができるかもしれませんが、このお湯に9分間さらされると、重度なやけどを負うこととなります。ある時間を経過するとやけどの程度は急速に重症化するからです。

親が、何気なく、子どもにやけどをさせてしまうことは珍しいことではありません。

家の中は危険が一杯です。熱くなったアイロン、ストーブ、ヒーター、電気ポット、炊飯器など様々なものが家の中にあるからです。ひねると直ぐお湯が出る自動湯沸かし器も危険なものの代表です。親には、家の中には子どもにやけどをさせかねないこのような危険があることを教育し、事故を予防することが必要です。

これまでは、事故によるやけどの話でした。では、虐待についてはどうでしょうか。虐待によるやけどは、3歳から4歳の子どもの一番多く、その他はそれ以下の年齢の幼い子どもたちが被害者となっています。女の子よりも男の方が多いこともよく知られています。表2に虐待によるやけどが発生するリスク・ファクターを列記しました。虐待は、親がストレスのピークに達したときに発生しています。ここに上げたファクターは、やけどに限らず、虐待が発生しやすい家庭の特徴です。このような家庭にどのような援助が有効であるかの目安にもなる極めて重要なファクターが列記されています。

どのようなやけどを見たら虐待を疑うべきでしょうか。虐待でおこるやけどは、熱湯をかけることによる「熱傷」や、熱いアイロン、それに火のついたタバコを皮膚に押しつけたことによって発生する「接触性のやけど」がほとんどです。やけどは、お尻や性器の周囲、手や足の先端によく見られます。手や足を熱湯に押しつけて発生するこの種のやけどは、その形から「手袋一靴下」型のやけどと呼ばれることがあります。図の8を見て下さい。このようなやけどを負った子どもは、やけど以外にも虐待によるケガをしているのが普通です。

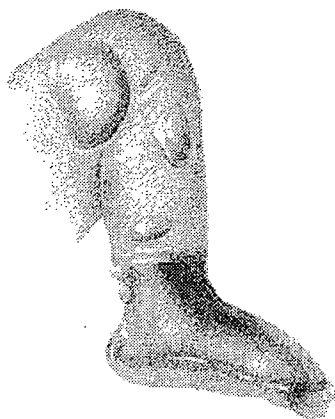


図8: 足に見られるストッキング状のやけど。足を熱湯に無理に押しつけてできたものである。足の裏は浴槽の底に押しつけられていたために、やけどから逃れている。足の上のほうは熱湯が飛び散ったためのやけども見られる。

やけど以外にも体にケガをしている子どもを見たら、そのやけどは虐待による疑いが濃厚です。

7. 乳児揺さぶられ症候群

乳児揺さぶられ症候群は、虐待によって死亡する子どもの 50%を占めていると同時に、虐待によって引き起こされる最も深刻な後遺症の原因となるものです。激しく揺さぶられることで、子どもの脳は「むち打ち症」と同じようなダメージを受けることとなります。このときに子どもの脳を損傷するメカニズムは、自動車事故とよく似ています。それは、子どもの脳が、急速に加速されたかと思うと、その直後に急速に減速されるという激しい力にさらされるからです。揺さぶられている間には、頭が首を支点として前後に激しく揺れるのに合わせて、頭蓋骨と脳が、一瞬ごとに、前後の正反対の方向に急速に移動することになります。このような激しい動きは、子どもの脳の血管

を引っ張ることになり、最後には血管を引きちぎって出血を起こさせ、最終的に脳の重大な障害を生じさせるのです。

2歳以下の子どもたちは、激しく揺さぶられることで、重度な脳障害を負う可能性があります。その理由は以下の通りです。

- 体に比べて、頭が非常に大きい。
- 首の筋肉が弱い。
- 自分で頭や首を支える力がない。
- 子どもの脳には、大人と比べて、沢山の水分が含まれている。
- 子どもの脳は、大人と比べて、外からの力に対して防御する体制が不完全である。
- 子どもの頭蓋骨は、大人と比べて、不安定でぐらつきやすい。頭蓋骨を形成している複数の骨は、まだ互いにしっかりとくっついていないので、激しく揺さぶられるとバラバラの動きをする可能性が高い。

子どもが激しく揺さぶれると、次のような症状が起こることが知られています。

乳児揺さぶり症候群のサイン

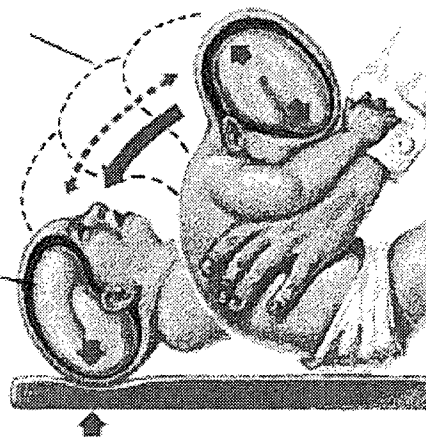
- **意識障害**：子どもは眠そうに見えることも、逆に、イライラしてちょっとした刺激にも過敏に反応したり、けいれんをおこしたり、刺激に全く反応しない昏睡状態になることさえあります。
子どもはじっとして動かず、不自然な姿勢で固くなっていることもあります。
呼吸が障害され、死んでしまうこともまれではありません。
- **ショック状態**：子どもの顔色は青白く、汗をかいており、繰り返し吐き、ぐったりしています。
息苦しそうにあえいでいることもあります。
- **その他のケガ**：腹部や胸部にあざが見られることもしばしばです。

このようなサインがあれば、子どもを直ちに救急病院に連れて行きましょう。なぜ、子どもがこのような状態になったのか、その原因を探してみましょう。しかし、子どもが揺さぶられるという虐待を受けた場合には、加害者が自白しない限り、子どもを外から見た状態だけからは、何も判らないことがほとんどであることは忘れてはなりません。専門医による診断を待つまでは、真実は明らかになることはないのです。

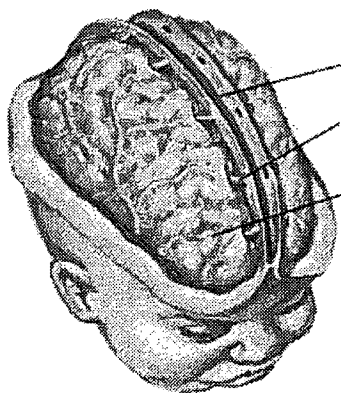
乳児揺さぶり症候群の子どもたちは、その3分の1が死亡し、3分の1が重度な障害を負い、3分の1が一見何事もなく回復します。我々の体験では、もっとも大変なのは、3番目の子どもたちです。彼らは、身体的には異常がありませんが、深刻な情緒的問題を抱えていることがまれではなく、その予後は楽観を許されないからです。

振盪では 10G の力が加わる

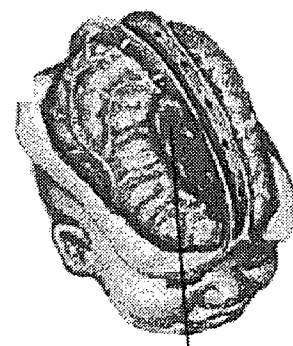
衝撃で 300G の力が加わる



激しい振盪あるいは急激な衝撃は脳の過度の動き、橋状大脳静脈の損傷を生じる

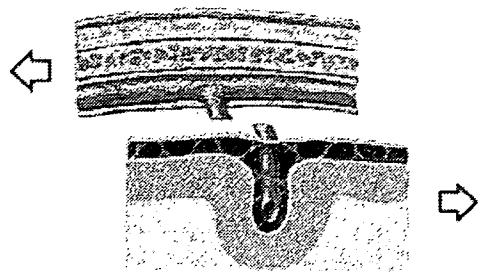


大脳鎌の矢状静脈洞
硬膜下腔の橋状大脳静脈の一部
大脳静脈のクモ膜下部分

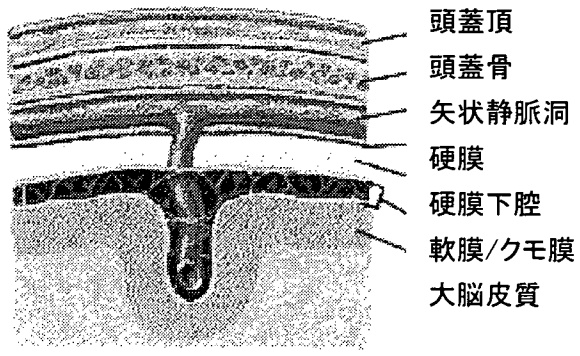


傍大脳鎌硬膜下血腫

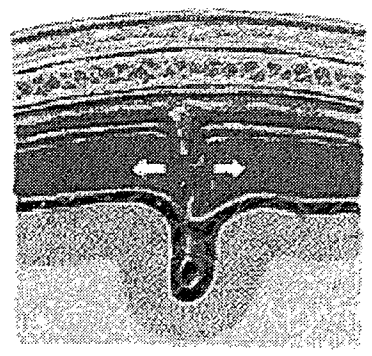
大脳静脈は硬膜下腔を横断する際に傷つきやすい



剪断力は橋状大脳静脈を断裂する



橋状大脳静脈の模式図



硬膜下腔への出血

乳児揺さぶり症候群の一例

このケースには乳児揺さぶり症候群の幾つかの重要な要素が含まれています。まず最初に、その症状が突然起こる、ということ。次に、早期には症状が見逃されやすい、ということ。最後に、虐待を受けた直後には、子どもは一見正常に見えるということです。

Sは生後2ヶ月の女の子です。髄膜炎にかかっていることを疑われて、ある大学の救急外来に運ばれてきました。病院に着いた直後に、彼女はけいれん発作を起こし、まもなく呼吸が止まってしまいました。小児科の救急救命センターに運ばれた後に、彼女は重度な脳の外傷（脳挫傷）を負っていること、硬膜下血腫があること、網膜に出血していることが判明しました。髄膜炎ではなかったのです。両親は、Sの外傷の説明ができませんでしたが、彼女の脳と網膜の損傷が、乳児揺さぶり症候群を指し示していることは明らかでした。

Sが病院に来たのはこれが初めてではありませんでした。生まれてまだ1ヶ月のときに、彼女は大腿骨骨折で同じ病院に入院していたのです。このときも、両親はケガの原因を説明することができませんでした。その後、父方の祖母が、父親がSのオムツを替えているときにSが大声で泣き叫んでいたところを見たことが判明しました。Sの主治医は、このケースを虐待の疑いありとして児童相談所に通告しませんでした。両親はとても愛想がよくて協力的で、我が子を虐待するような人には全く見えなかった、と後に小児科の主治医は述べています。

救急救命センターに入ってから二日目になって、父親が「Sが泣きやまないから揺すぶった」と告白しました。以下に彼の言葉をそのまま記したものです。

日曜日の朝、夜勤からくたくたに疲れて家に帰ってきて、やっとゆっくりできると思っていたんだ。妻のAが夕飯の買い物や粉ミルクを買いにスーパーに出かけたのは、確か、午後3時か3時半だったと思う。Aが出かけていたのは45分ぐらいだったかな。

10分ぐらいして、Sが目を覚ましたんだ。おれはテレビで野球を見ていた。Sが泣いたもんだから、お腹でも空かせてるのかと思って哺乳瓶にミルクが残ってたんで飲ませてみた。そしたら、ミルクがのどにつかえたのか、Sがむせ始めたんだ。おれは、げっぷをさせれば治まるかと思って、Sを肩に抱えて背中をさすってみたんだ。そしたら、どうしたわけか、ひどく泣き始めたのさ。あやしても、背中をさすっても、何をしても泣きやまないんだ。抱っこしたまま、部屋の中を行ったり来たりしてみてもだめだった。ますます、大声で泣き叫ぶばかりだった。おれはだんだんイライラしてきて、頭にきた。いつもなら、抱っこして部屋の中をあっちこっち歩けば、直ぐに、静かになったのに、このときは全然だめだった。もうSの泣き声に、とっても我慢なんかできなくなってきたんだ。仕事はきつかったし、くたくただったし、おれはただ、ゆっくり野球を見たいだけだったんだ。当然の

権利だよな。ちゃんと仕事をしてきたんだから。Sの泣き声を聞いていると頭の中が狂ってしまうんじゃないかって思えてきた。もう、どうしても我慢できなくなったんだ。それで、Sを両手で抱えて、顔をこっちに向けて、前後に激しく揺さぶってやったんだ。5回か6回ぐらいだったかな。よく憶えていないよ。確かにおれはかっとなってはいたけど、Sがそれでひどいケガをするなんて全然思っていなかった。本当だよ。揺さぶった後は、Sは直ぐ泣きやんで静かになったんだ。頭が左か右か忘れたけど、どっちかにいくらか傾いていたような気がするな。Sはちょっと息苦しそう見えた。何て言うか、あえぐみたいになっていうか、空気を一生懸命吸ってるって感じだった。それで、Sをソファに寝かせて、落ち着かせようと思って、お腹や胸のあたりをさすってみたんだ。そしたら、1-2分もしないうちに普通に息をするようになったんだ。それからは、どう見たって、静かに眠ったように見えたんだ。

それから5分ぐらいかな、ビールでも飲もうと思ってSのそばを通ったときに偶然Sの方を見たんだ。Sは何だかそわそわしているように見えたのさ。それで、顔をのぞきこむと、黒目が頭の後ろの方まで行っちゃってさ、白目をしているのがわかった。Sはおれの顔を全然見られないみたいだった。おれは、これは、ひょっとしたら、何かまずいことになってるんじゃないかって思ったのさ。でも、また1分もすると目をつぶって、眠っちゃったんだな、これが。こりゃ一体全体、どうなってるんだって思ったぜ、全く。それから、Aが帰って来たのさ。Sが眠ってから2-3分ってとこかな。

よるの9時半になって、おれはいつもの仕事に行く支度を始めたんだ。Sはまだ眠っていたよ。ぐっすりだね。静かなもんさ。おれは、寝かしつけるためにSを揺さぶったなんてことは、Aにはひとことも言わなかった。言う必要なんか無いもんさ。こんな大変な事になるなんて、これっぽっちも考えてなかったのさ、その時には。

真夜中になってから、Aが仕事場に電話してきてさ、Sがもう1時間半以上も泣きやまないって言うんだよ。何をしても寝ないんで、これから病院に連れて行くっていうんだぜ。おれは、何を大げさなことを言ってるんだ、ってその時は思っていたんだ。

8. 溺死

子どもが溺死したと聞いたときには、それが避けられない事故によるものか、明らかにわざと行われた「虐待」の結果なのか、きちんと子どもを見守っていなかった「ネグレクト」が原因なのかを明らかにする質問をする必要があります。

事故による溺死は、よちよち歩きができる幼児かそれ以上の年齢の子どもが普通で、プールや用水路、湖、それに川など、公共の場所で発生するのが普通です。都会よりも地方の方が発生する危険性が高いこともよく知られた事実です。

都会では、浴槽が子どもが溺死する代表的な場所です。虐待による溺死、すなわち溺死による殺人は、家庭内で起こるのが普通です。犠牲となるのは、乳児や、やっとよちよち歩きを始めたばかりの幼い子どもたちです。

親によって殺された子どもたちは、それまで、他の方法でも虐待されていたことが多いことも指摘されています。

虐待によって溺死したことと、事故や、その他の突然の予期できない自然災害で溺死したことを区別することは、とても難しい作業です。その上、親が故意に子どもを溺死させた場合であっても、死体の状態は事故死と大きな違いのあることが少ないために、診察した医師が親の言うことを信じてしまい、警察に通告されないケースが沢山あると推定されています。事故と虐待を区別するための特徴を<表 1>にしましたので参考にして下さい。

事故による溺死を引き起こす原因の中で、多くの人が見落としているものに、大きなバケツがあります。水の入ったバケツで溺れる子どもは、よちよち歩きの幼児がほとんどです。この位の年齢の子どもは、バケツの縁を乗り越えることはできるのですが、バケツの中に入った後に、水の入ったバケツをひっくり返すだけの力がないのです。水は子どもが押しのけるには余りに重すぎますし、バケツに一杯入った水は、子どもが口と鼻まで沈んでしまうに十分な深さがあるのです。

虐待

普通は子どもが風呂に入らないような時間に、子どもが一人で居るときに浴槽で発生する。

親は以前にも虐待をしたことがあったり、アルコールや薬物に依存していることが多い。

溺死が発生したときは、家族内の揉め事が存在しており、親が危機的状態にあることがしばしばである。

子どもの年齢は、1歳3ヶ月から2歳6ヶ月が多い。

子どもは意識を失うまで水の中に強制的に沈められる。溺死が発生してから、救急車が呼ばれるまでの間に時間がかかりすぎるのも特徴である。

事故

日常、普通に風呂に入る時間帯に、溺死した子ども以外にも子どもと一緒に風呂場に居るときに浴槽で発生する。

家庭内が何時になくゴタゴタしていて、子どもの監督が一時的に手薄になっているときが多い。

年長の子どもが年下の子の面倒を見るように頼まれて、親が風呂場を離れたときに発生する。

子どもの年齢は、9ヶ月から1歳3ヶ月が多い。

子どもが沈む水の深さは、5cmから35cmと浅いのが普通である。

子どもが沈んでいる時間は4分以下であり、多くの子どもが生き残る。5分以上沈んでいると死ぬ確立が高くなる。

9. 虐待による窒息死と乳児突然死症候群

乳児突然死症候群とは、直前まで健康であった1歳以下の乳児が突然死亡し、診察しても解剖してもその原因がわからない場合を総称した「病名」です。乳児を窒息死させた場合で体に外傷が見つからないときには、SIDSと区別できないことはよく知られた事実です。

子どもが乳児突然死症候群(SIDS)で死んだ、と聞いたときにはどうすべきでしょうか。どのようなときに虐待による窒息で死亡したと疑うことができるでしょうか。典型的なSIDSで死んだ子どもは1歳以下で、死ぬ直前まで元気であるのが普通です。それまで無呼吸発作を起こしたこともなく、呼吸器の病気にもかかっていなかったことがSIDSの条件です。兄弟や家族にもSIDSがないのが普通です。親に窒息させられた子どもは、それまでも原因不明の病気で繰り返し無呼吸を起こしていることが多いのです。風邪を引いて高熱を出していることも、重い病気に罹っていることもありません。兄弟が「原因不明の窒息死」をしている場合もよく経験します。虐待による窒息が初めて家庭内で起こった場合に、それをSIDSと区別することは困難を伴います。まれには、同じ家庭でSIDSが一回以上起こることもあります。これは家庭の居住環境に関連があると考えられています。医学的には、SIDSで死亡した子どもの兄弟や、双子でもSIDSの危険は高くないと言われています。子どもを窒息させるのは、父親より母親の方が圧倒的に多いという報告は注目すべきでしょう。

表2：虐待が発生するリスク・ファクター

- 子どもの正常な発達を理解せず、子どもとして普通の行動に対して、わがままであるとか、言うことを聞かないと言っては罰を与える傾向がある。
- 子どもを独立した人格として認めず、子どもは自分の所有物であり、その様に扱っても自由であると思っている。
- しつけについては非常にきびしく、体罰を当然のことと考えている。
- 衝動的な暴力行為を抑制することができない。
- 父親は日常生活で母親を援助する姿勢が見られず、育児に無関心である。
- 夫婦関係が陰悪で、互いに傷つけ合い、協力する姿勢が見られない。
- 親が、必要に応じて、生活のプランを立て、それを実行する能力やゆとりがない。
- 親に精神的問題（知的・精神的障害、アルコール問題、薬物依存など）がある。
- 親自身が不幸な生育歴を持っており、手本になる（母親や父親）役割モデルを持っていない。
- 親自身が子どもの頃に自分の親からに虐待された経験がある。
- 出産に関して何の計画性もなく、避妊をしない。
- 子どもに対する敵意を隠さない。
- 経済的に不安定である。
- 親族や地域から孤立しており、日常的に相談できる友人や親戚がいない。
- 自分自身や家庭に問題があることを指摘されても決して認めようとししない。
- ほかに人に援助を求める行動を取らない。
- 援助を受けると自尊心が傷つけられると感じ、援助の申し出を拒否する。

10. 胎児への虐待と新生児殺

胎児を虐待するなどということがあるのでしょうか？妊娠中の女性や配偶者が、腹部や膣を通して直接胎児を攻撃することは、まれですが、事実です。しかし、子宮の中にいる胎児へのこのような暴力行為が、妊娠中絶や、未熟児出産、死産、奇形、精神遅滞などに、どれだけ影響を及ぼしているかは、全く知られていません。

このような直接的なやり方を用いないまでも、このような人々が、もっと間接的な方法で胎児に虐待行為をすることはもっと頻繁にあります。それは、胎児をアルコールやニコチン、薬物の危険から守らないという方法です。母親がアルコールやニコチンを摂取することが胎児に及ぼす危険は、母親が糖尿病に罹っている場合よりもはるかに高いということがわかっています。子宮の中でアルコールにさらされた胎児は、「胎児アルコール症候群」になってしまうことがあります。この症候群は、軽度から中等度の精神発達遅滞、顔面を中心とした形態異常、低身長と小頭症を特徴とする発育障害を呈します。胎児アルコール症候群は、アメリカでは精神遅滞の3番目に多い原因です。統計的には、750回の出産に一度発生していることとなります。

妊娠中の喫煙については、妊婦の25%から35%がタバコを吸っているという調査結果があります。このうちの25%の女性が一日20本以上のタバコを吸っていました。妊娠中の女性の二分の一から三分の一がアルコールを摂取していました。また、すべての妊娠中の女性の2%から13%が大量の飲酒をしていることが判明しました。妊娠中のアルコールとタバコの併用は非常に高い率を示していました。このような胎児は、母親の行動によって極めて高い危険にさらされているのであり、これを虐待と呼ばずに何と呼べばいいのでしょうか。

胎児への虐待は、子どもが生まれてからの虐待の前触れと考えられるのでしょうか？胎児アルコール症候群のような障害を負って生まれてきた子どもは、治療のために母親から分離されて入院することが多いので、親子の絆を形成する機会を失うことが多く、それが虐待につながる要因になるという仮説があります。この問題の解決策が見つかっていない現在では、妊娠中にアルコールを始めとした薬物の使用を控えるように薦めることは、十分理に叶ったことと言えるでしょう。

妊娠中の女性が、配偶者や家族、それに医師からさえも拒絶されていると感じることがきっかけとなって、胎児への虐待が始まることもあります。このような人々が、女性自身よりも生まれてくる子どもばかりに関心を示すことから、彼女がそのように感じることもあり得るのです。この種の明らかな「誤解」が、自分の「ライバル」である胎児への攻撃となったり、もっと消極的には、お腹の中で育っている子どもを守らないような行動を取ったり、わざと、胎児を全く配慮しない行為を始めることさえあるのです。このような行動のメカニズムは、もっと年長の子どもを発育不全に追いやる母親の行動のそれと共通する点があります。母親が急にアルコールやタバコを始めたり、極端なダイエットをするなど、胎児を無視する行動は、胎児の発育を遅らせたり、停止させてしまうことさえあります。

このようなネグレクトは、虐待に他なりません。

新生児殺は、出生後24時間以内の新生児の殺人と定義されています。アメリカでは一年間に、何百人の新生児殺が確認されており、実際には何千人という新生児が殺されていると推定されています。もっと大きくなった子どもを殺す母親と違って、新生児を殺す母親が精神病に罹っていることはめったにありません。新生児殺が発生する原因は、子どもが望まれていなかった、というのが普通です。新生児を殺す女性の性格は、妊娠中絶をする女性よりも何事にも「受身的」であるという印象があります。彼女たちは、自分が妊娠しているという現実から目をそらし、いかなる準備もしないまま漫然と時間が経過するままにするのです。実際に子どもを出産したことで、自分が否認してきた現実と直面したときに、殺人が起こるのです。

なぜ、ここで胎児への虐待や新生児殺の問題を取り上げたと思いますか。それは、女性が妊娠中に、本人や周囲の人々が、子どもに起こっていることに少しでも早く気がつけば、子どもの命を救うことができるからです。どのようなことができるでしょうか。

- もしあなたが妊娠中であれば、アルコールを飲んだり、タバコを吸うのはやめましょう。危険なドラッグももちろんです。
- あなたが妊娠していることに耐えられなくなったら、専門家のところへ行行って、あなたが直面している危機的状況を乗り越える援助をしてもらいましょう。
- あなたがお腹の子どもの父親であれば、妻の体と心に気を配り、妊娠中から出産するまでの間、援助を惜しまないようにして下さい。
- あなたが母親の親族であれば、両親と、生まれてくる子どものために、暖かい、居心地のよい環境を準備する手伝いをしてあげて下さい。
- あなたが母親の友人であるならば、必要な援助と助言をぜひお願いします。

11. 虚偽の虐待の申し立て

親による虐待の申し立ては、身体的虐待と性的虐待の両方ともが、安定した家庭よりも、夫婦が離婚していたり別居している家庭で起こるのが普通です。一方の親が、子どもの親権を自分のものにしようとして、相手が子どもを虐待したと訴えることが多いからです。別居中の親同士の間で、子どもの虐待の申し立てがあった場合、その扱いは難しく、慎重な対応が求められます。子どもを取り戻そうとして、相手が子どもを虐待していると児童相談所に通告することは、強力な策略となる可能性があります。双方が同じ訴えをすると事態は深刻です。子どもは、両親の間に挟まれて、身動きが取れなくなってしまうかもしれません。しかし、虐待が事実である場合も勿論あり、そのようなときには子どもと家族には援助が欠かせません。

12. まとめ

これまで指摘してきた虐待を疑わせる徴候が存在しているときは、保健所に相談したり、児童相談所に通告することを検討してください。表3にまとめておきました。

表3：子どもの虐待やネグレクトとして通告することを考慮すべき状況

- 子どもがケガをしたときに、その子どもがしていたとされる行動が、子どもの発達年齢からは、どう考えても不可能であるとき
- 子どもが、ケガをしたとされる事故と釣り合わないほど重症であるとき
- 子どもの手の甲、お尻、性器の周辺、腹部、背中、体の脇、顔の側面などにケガが見られるとき
- 起こったとされる事故が、常識では理解できないとき
- 親の話が、そんなことで起こるはずがないと言われるたびに、変化するとき
- 子どもは重症を負っているのに、親はちょっと転んだだけとか、低いところから落ちただけであると主張するとき
- 子どものケガが治療もされずに放っておかれているとき
- 子どもがひどい臭いをさせるほど不潔であったり、体中に動物や人間の咬み跡があるような、明らかにネグレクトされている証拠があるとき
- ケガの形から、何を使って叩いたかがわかるとき、手のひらや、ロープのあとなど
- 子どもに人間の咬み跡があるとき、とくに性器の周囲
- 子どもの頭に点々と髪の毛がない場所があるとき、頭皮に出血していたり、出血した跡があるとき
- 子どもの体の異なった場所に複数のケガがあるのに、親は一回の事故しか起こらなかったと主張するとき。例えば、子どもの両目の周りにアザがあり、腕を擦りむいているのに、親が子どもが一回転んだだけだ、と訴えるとき
- 子どもが乱暴された後に、ぐったりしていたり、けいれんしていたり、吐いているとき
- 子どもがやけどをして、ほかにケガをしているとき
- 子どもに、様々な治癒段階にある、複数の重度なケガがあるとき
- 子ども自身が、親から虐待を受けたと訴えるとき